大阪採炭業者ヨリ支拂フ。
從テ賃金ノ如キハ比較的一般労働者ノ
家族ヲ養フモ今日迄未拂賃金総額ノ支拂ハ目下今後ノ
状態ニシテ不能ナル状況ノ如キ有様ニテ交渉セシモ
アリシハ代表者其ノ旨ヲ係シ暗来形勢ヲ為シ全労働者ニ
通知シ廿八日同協議解決ス
今迄ニ金二千円ヲ支拂ヒ残額ハ毎月金一千円ヅツ
支拂フコト
又米、味噌其他食料品代等ハ此ノ外日常必要ナル物ヲ供給スルコト。

◎ 浦神鰹節製造業者
所在地、和歌山縣東牟婁郡下里町大字浦神。
労働者、 六二名（男 二〇名 女 四二名）

其ノ他 四〇名（女）。
原因及経過、
從来労働者ハ一日午前十二時ヨリ就業シ午後九時迄労働時間ヲ十二時間
トシ翌日午前十時以上就業スル時ハ相当割増賃金ヲ支給セシメ居リシガ
要求ヲ為スモ無之賃金ハ十銭ノ値上ナリシ為漁業ノ関係モ
トシ其ノ旨同組合ニ交渉シタルモ労働者ノ要求ヲ容レザリシヲ以テ就業
セザルコトヲ協定シ女工中四名ハ結束シテ就業ヲ拒否シ罷業状態中
ナリシガ同業者ハ別ニ臨時職工ヲ募集スル等ノ態度ニ出デ一方其ノ後
職工ハ第二要求トシテ(旧)盆暮ニハ労働時間ヲ短縮スルコトヲ要求シ
一方就業者ニ対シ其ノ経緯ニ就キ條件ノ値上一割
ヲ要求シ割引撤廃ノ条件ヲ提出シ協議ノ結果要求ノ一部
ハ從前通トシ其ノ二要求ハ容レ結局解決セリ